

日本と東南アジア：ジェンダーとセクシュ
アリティの視点から見た過去と現在

YOSHIMURA, Mako / 吉村, 真子

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / 社会志林

(巻 / Volume)

57

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

159

(終了ページ / End Page)

172

(発行年 / Year)

2011-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021094>

日本と東南アジア

——ジェンダーとセクシュアリティの視点から見た過去と現在——

吉村真子

1. はじめに
2. 日本と東南アジア：歴史的な観点から
3. 「からゆき」：日本からの出稼ぎ女性
4. 東南アジアにおける日本軍「慰安婦」
5. 日本人男性の買春とアジア女性：買春ツアーと人身売買
6. おわりに

1. はじめに

日本と東南アジアは、歴史的に深いつながりがある。人の行き来（人の移動¹⁾）についても、日本からは何世紀にもわたって、商人、「からゆきさん」と呼ばれる売春婦、漁師、農園主や農園労働者などが東南アジアに渡っている。第二次世界大戦中、日本は東南アジア地域を軍政支配し、軍政下で軍や企業の進出や、現地の資源や労働力の収奪も行い、現地のアジア女性に対しては「慰安婦」としての動員と性暴力も行った。そして戦後、日本の東南アジアに対する直接投資が増加し、企業の進出とともにビジネスで東南アジアに向かう人も増え、駐在の日本人や日本人家族も増えた。また海外旅行の自由化にともない、東南アジアに旅行する日本人も増え、アジアの国々での買春ツアーなども問題となり、その後、日本国内で東南アジア女性の人身売買のケースも指摘されるようになった。

本論文は、こうした日本と東南アジアの人の流れをジェンダーとセクシュアリティの視点から考察することを目的とし、まず東南アジアと日本との人の流れの歴史を概観した上で、「からゆきさん」、日本軍「慰安婦」、日本人男性の買春と東南アジア女性の人身売買というジェンダーとセクシュアリティについての三つのケースから議論することを課題とする。

2. 東南アジアと日本：歴史的な観点から

東南アジアと日本との間の歴史的な人の行き来は長く、15-16世紀には琉球王国が中継貿易で栄え、マニラやアユタヤを中心に東南アジアに琉球船が渡来している。16世紀末-17世紀の朱印船貿易の時代には、日本人の東南アジアへの渡航が本格的になっている。

1620年代にはマニラに日本人町があり、3000人ほどの日本人が居住しており、当時の東南アジアにおける最大の日本人コミュニティとなっている。17世紀のマニラやアユタヤは日本人にとって貿易の中継地点であり、日本人の行き来も多く、そうして形成された日本人町には日本から逃れてきたキリスト教徒や浪人、ハンセン病患者もいたという。しかし1630年代の鎖国令以降は日本人町も衰退している。

19世紀後半には日本も開国し、日本と東南アジアの国々との交易が再開している。東南アジアには日本人の労働者やからゆきさん（日本人売春婦）もいた。オランダ植民地統治下のインドネシアでは、1899年に日本人はヨーロッパ人と同等の法的地位を与えられていた。欧米の植民地化が進む中で、民族運動の台頭もあり、ベトナムでは日本に留学させようというドンズー（東遊）運動もおこった。

第一次世界大戦当時には、東南アジアには日本製品が出回り、日本人の商店もあった。フィリピンではマニラ麻、マラヤではゴムといった農園の労働者や小農園主として日本人が東南アジアに向かっていった²。

戦間期には、砂糖、石油、麻、ゴム、錫など工業原料を輸出していた島嶼部のインドネシアとマラヤ、シンガポールおよびフィリピンが自由貿易を原則とする植民地政策がとられ、在留邦人もほぼ95%が島嶼部に分布していた³。

そして日本と東南アジアの関係が大きく変わったのは、第二次世界大戦である。日本は東南アジアを軍政支配し、大東亜共栄圏の名のもとに、資源と労働力を動員した。日本軍政下で、日本軍や日本企業が東南アジアに進出し、現地の人々を「ロームシャ」などの強制労働や、性奴隷制とも呼ばれる従軍「慰安婦」などに動員した。他方、アジアの解放というスローガンの下で、南方特別留学生として東南アジア各地の名門の子弟を日本に派遣したりもした⁴。

戦後、賠償から東南アジアに対する日本政府による援助が始まり、1970年代以降には日本からの直接投資が増加した。そうした日本企業の進出の急増から、1970年代にはタイで日本製品ボイコット運動なども起こった。また1980年代には、マレーシアのマハティール首相（当時）が「ロックイースト政策」を提唱し、日本や韓国の労働倫理に学ぶとして、日本政府との協力でマレーシア人留学生数千人を日本に渡った。

1990年代には、日本は労働力不足と移住（外国人）労働者の「不法」就労の対策として、日系人の就労許可と技術研修生・実習生制度の導入を進め⁵、現在、東南アジアからも研修生として8000人ほど、技能実習に移行申請している者も8000人ほどいる⁶。

そして2001年以降、日本政府は東南アジアの国と経済連携協定（EPA）を結び、フィリピン、インドネシア、タイとのEPAにおいては、人の移動に関する節も設けられ、看護師・介護士の受け入れなどのプログラムが進められている。

3. 「からゆき」：東南アジアと日本人出稼ぎ女性⁷

「からゆき」とは、19世紀後半から1920年代にかけて売春婦として海外に渡った日本人女性の総称である。「唐行（からゆき）」、すなわち外国行きを意味する。からゆきさんの出身は、九州北西部（とくに天草、島原）が多かった。日本の大陸進出にともなう娼楼の繁盛を背景として朝鮮半島、マンチュリア（満州）や沿海州、中国各地、東南アジアに広がり、アジア系移民の増加によって南アメリカ、アフリカへと広がった。

同時期のアジアでは欧米の植民地化・半植民地化による経済変動の中で、土地や職を失い、海外への出稼ぎや移民も数千万人いたと推定される。こうしたアジア人移民の大半は世界各地でクーリー労働者として雇われ、そうした男性労働者の増加にともなう形で、中国人売春婦「^{ちよか}猪花」が発生し、「猪花」を補う形で日本人売春婦のからゆきさんが東南アジア各地に見られるようになった。東南アジアのアジア人売春婦は英領植民地における公娼制度（シンガポールは1930年まで続いた⁸）の下で、急速に増加した。フィリピンでは1902年の法律で売春行為が禁じられたにもかかわらず、その後、からゆきさんは増加している⁹。

東南アジアでは、1865年にからゆきさんと思われる女性がシンガポールに到着した記録が残っ

表 「からゆきさん」人口（1916年 調査領事館別）

| | 醜業婦 | 準醜業婦 | 外妾 |
|-------------|-------|------|-------|
| シンガポール領事館 | | | |
| 海峡植民地 | 546 | - | - |
| マレー半島連邦州ほか | 1,057 | - | - |
| マニラ領事館 | 282 | 50 | 59 |
| バタビア領事館 | 406 | 607 | 79 |
| バンコク領事館 | 26 | - | - |
| ホンコン総領事館 | | | |
| 英領ホンコン | 156 | 40 | 37 |
| ポルトガル領アモイ | 6 | - | 8 |
| 仏領ハノイ | 113 | - | 80 |
| カルカッタ総領事館 | | | |
| インド本土 | 67 | - | - |
| ビルマ | 222 | - | - |
| ボンベイ領事館 | 102 | 11 | - |
| シドニー総領事館 | 51 | - | - |
| チチハル領事館 | 321 | 58 | - |
| ハルビン総領事館 | 794 | - | - |
| ウラジオストク総領事館 | 750 | 60 | 226 |
| 合 計 | 4,899 | 826 | 489 |
| 総 合 計 | | | 6,214 |

出所：早瀬晋三（1992）46頁。

ており、1877年シンガポールにすでに日本人経営娼家2軒、1902年にはからゆきさんは611人で、現地邦人の77%を占めた。また蘭領東インド（現在のインドネシア）では、1897年のジャワ在留邦人調査で邦人125人のうち女性は100人であり、そのほとんどがからゆきさんだったと推定される¹⁰。フィリピンでは、マニラ市サンパロック区の一郭に日本人红灯街が形成され、1903年には36戸、140人に達した。また1903年のフィリピンの国勢調査では自ら売春婦と認める女性は476人で、その約半数が日本人であると記されている¹¹。

からゆきさんは貧しい農漁村出身で、斡旋業者（女衞）を通して売られたり、誘拐まがいの手法で集められたりした。こうした日本人女性の海外出稼ぎは、「娘^{じょうしづん}子軍」として喧伝され、明治末期にその最盛期を迎えた。

表は、1916年のアジア各地のからゆきさんの人数である¹²。もっとも多いのがマラヤであり、シンガポールなど海峡植民地も合わせて1603人いる。また蘭領東インドのバタビア領事館の調査では1092人、フィリピンのマニラ領事館では391人、ビルマ222人、仏領ハノイ113人となっている。未登録の人数も含めると、もっと人数は多かったことが推測できる。

からゆきさんの客は、当初は現地人労働者が主であったが、日本人が増えるにつれ、日本人も客となった。そうした中で、あの店は日本人が多い、現地人が多い、あの娘は現地の「土人」は相手にしない、といった構造も見受けられた。

日本の近代化における貧村からの出稼ぎに対しては、国益との観方もあり、からゆき関連の日本人雑貨商など現地の経済効果も大きいとの指摘もあった。しかし経済的な進出が増加するにつれて、国際的な評判なども問題となり、国辱として取締りを求める声も高まった。

国内でも1910-19年に数回に渡って日本基督教婦人矯風会などは在外国売淫婦取締法制定に関する請願を出している¹³。シンガポールでは1914年4月にシンガポール政庁が楼主に退去命令を出し、1920年に在シンガポール総領事は廃娼を決定した。蘭領東インドではオランダ政庁が1917年に禁止した。日本政府は1925年に「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」（1921年）を批准¹⁴している。

こうした廃娼に当たり、女性たちは日本への帰国、現地での商売や結婚（日本からの青年移民や現地人との結婚）、条約の適用外の満州などへの移動などを選択することになった。多くのからゆきさんが日本に帰ることなく亡くなっており、シンガポール北東部の日本人墓地には約400人のからゆきさんの墓がある。

なお東南アジアのからゆきを描いた著作として、女衞の村岡伊平治の自伝のほか、山崎朋子『サングカン八番娼館』が有名である¹⁵。

4. 東南アジアにおける日本軍「慰安婦」

従軍慰安所は、1932年に日本陸海軍によって中国の上海に作られ、1942年以降占領地全域に作られていった。この背景には、1932年上海占領に続く混乱の中で日本軍兵士が現地の女性を強姦

が頻発し、日本に国際的な評判と占領軍の安全性に対する危惧を抱かせるにいたった。とくに1937年の南京大虐殺の際の一般市民に対する虐殺・略奪・強姦などが国際的にも報道されて問題になったこともあり、日本兵による現地女性への強姦などを防ぐために各地に慰安所が作られた。

東南アジアでは、第二次世界大戦の開始前から慰安所の開設が計画され、戦闘中から兵站の手で慰安所が設置され、占領直後から日本軍の駐屯地に慰安所が次々に開設されていった。

1941年12月19日には、戦闘部隊とともに先行していた兵站支部がマラヤ北部のアロースターに入り、すぐに慰安所を設置し、同じくマレー半島では、1942年1月2日にバンコクに出張してタイ人娼婦3人を連れて帰りタイ領ハジャイとシンゴラに慰安所を設置している¹⁶。シンガポールでは、1942年2月15日のシンガポール陥落後まもなく慰安所が開設され、3月以降にはマレー半島各地でも開設された。いずれも兵站が慰安所の設置を担当した。フィリピンでは1942年4月の上陸から一ヶ月もしないうちに開設されたパナイ島イロイロの慰安所の記録がある。そのほか、インドネシア、東ティモール、ビルマ、ベトナム、カンボジア、そして独立国であったタイにも慰安所があった¹⁷。

慰安所の開設・運営には、兵站や駐留部隊、軍政組織が整備されると軍政監部が慰安所を担当し、憲兵隊も密接に関わっていた。東南アジアの場合、日本軍が直接、女性を「徴集」するケースが多く、暴力的な連行も多かった。フィリピンでは、各部隊の下で組織的な管理がなされていた慰安所だけでなく、各部隊による監禁・輪姦がそのまま延長されるようなケースも報告されている¹⁸。

「慰安婦」にさせられた女性は、日本人、当時の日本の植民地の朝鮮人・台湾人、中国から連行された中国人、現地で招集されたインドネシア人、マラヤの華人・マレー人、シンガポール人、フィリピン人、ビルマ人、ベトナム人、東ティモール人、インド人、オランダ人、オーストラリア人などであった。

マレー半島には史料や証言で確認できた慰安所が約30都市にのぼっており、大隊規模の駐屯地にはほぼ設置され、中隊規模の駐屯地では設置されたところと設置されなかったところの両方がある。多くの都市では当初は兵站により、途中からは軍政機関による慰安所の監督管理が行われ、敗戦まで慰安所が維持されていた。また「従業員」は「為し得る限り現地人を活用」するとして、軍政監部の方針として地元の女性を慰安婦にしようとしていた¹⁹。

慰安所での生活は、定期的性病検査、自由の拘束、監禁、毎日の多数兵士による強姦が特徴である。

従軍慰安所についてのさまざまな証言は、非人道的な実態である。

日本ではおそらくは善良な国民で家庭では優しい父や息子であったであろう彼らが、なぜ戦地・駐屯地でそうした野蛮で残虐な性犯罪や性暴力を犯し、帰還後も罪悪感や罪責感にさいなまれずにすんだのか。この問いについて、笠原十九司（2000）は、日本軍の性犯罪・性暴力の根源的要因を構成する日本軍の構造的特質として、①厳格な軍人官階等級に規定された身分制組織、②（日本社会と特質と同様に）建前と本音の使い分け、③戦意高揚と慰めに女性の性を利用、という3点をあげている²⁰。すなわち、上官に命じられたことは絶対で、抵抗することは許されないため、残虐

行為もそのまま行った。また軍紀は建前で、「現地調達」として掠奪が黙認されるような状況であるため、強姦禁止も建前とみなされた。そして、将校たちは特権的に日本人女性のいる将校向けの慰安所や料亭で遊び、愛人を囲い、兵卒は絶対的な服従が求められ、夜の外出も禁じられるような状況で、反発心や反抗心が鬱積せずに、軍隊秩序を維持できるように、女性の性が利用されたのである²¹。さらには、現地のアジア女性に対する民族差別も、そうした構造の一因となろう。

東京裁判においては、連合国の女性に対する性暴力は戦争犯罪として問われたが、現地のアジア女性に対する性暴力や慰安婦の被害に対しては、戦争犯罪として取り上げられなかった。現在の国際法においては、旧ユーゴスラビアやウガンダの紛争のケースのように、戦争・紛争時における女性に対する性暴力は戦争犯罪として問題とされ、非人道的な犯罪として取り上げられている。

第二次世界大戦の際の従軍「慰安婦」制度については、国連人権委員会で取り上げられ、性奴隷制（Sex Slavery）とよばれ、日本政府の対応が勧告された。

従軍「慰安婦」問題については、女性NGOsが国際的に連携して、2000年に東京で女性国際戦犯法廷として市民法廷が開かれ、さまざまな証言とともに日本の法的な責任が問われた。

5. 日本男性の買春とアジア女性：買春ツアーから人身売買まで

日本人男性の買春ツアーが問題となったのは、当初は1970年代の台湾や韓国へのツアーであった。会社の接待ツアーなども含めて、団体旅行で日本人男性が台湾や韓国に行って集団で買春することが市民団体などから批判された。現地でも、植民地時代には従軍慰安婦として軍事力で女性の性を搾取し、戦後は経済力で女性の性を搾取するのか、といった非難の声が韓国の女性団体などからあがっている。

そして台湾や韓国の経済発展にともない、現地政府の対応も厳しくなり、次第に買春ツアーは東南アジアのフィリピンやタイに移っていった。

東南アジアのフィリピンやタイでセックス産業が盛んになっていったのは、米軍と結んだ「R&R（Rest and Recreation）」協定と観光開発であった。

フィリピンのスピック湾に面するオロンガポは、かつては小さな漁村であったが、米軍海軍基地となり、朝鮮戦争やベトナム戦争中のR&Rなどで、セックス産業が発展した。1990年にオロンガポ市のR&R登録店は615店、登録女性エンターテイナーは1万1600人、未登録者はおよそ2倍であった。1992年に米軍は撤退し、町は工業・商業地域に転換していったものの、セックス産業は残っていった²²。また米軍基地の撤退後も、「1999年訪問米軍の地位協定（The 1999 Visiting Forces Agreement: VFA）」などで、米軍はR&Rのために22都市を利用でき、売買春や性暴力などが懸念されている。

タイの場合、R&R協定でベトナム戦争中の米軍兵士がバンコクやパタヤで休暇を過ごし、同戦争後は民間企業も同様の休暇を準備し、中東の移住（外国人）労働者にも人気となり²³、政府も観光産業を外貨獲得の重要部門として位置づけ、サービス業の強化が図られ、観光客向けの娯楽サー

ビスの一環としてセックス産業が位置づけられていった²⁴。

日本人の観光客も増えていき、ほかの国への渡航に比べて男性比率が高かったが、買春ツアーについての批判が現地や日本の市民団体から批判され、露骨な買春ツアーは次第に減っていった。しかし、それと入れ替わりに東南アジア女性が日本のセックス産業に輸入されていったのである。

1980年代以降、売春目的の「フィリピン・クラブ」や「タイ・スナック」が増え、また1990年にはホテル街に立つ東南アジア系の女性がメディアで取り上げられるようになった。

ホステスとして働く東南アジア系の女性は、当初はフィリピンからの興業ビザによる出稼ぎが多かったが、1990年代に入ってタイからの観光ビザでの出稼ぎ（超過滞在と不法就労）も増えてきた²⁵。

とくにタイ人女性に対しては人権侵害のケースとしてその深刻さが市民団体からも指摘されており、日本の工場やレストランの仕事といわれて来日し、日本に到着すると空港近くのホテルで日本人の業者が女性を選び、地方の店に連れて行かれ、客とホテルに行くことを強要される。その際には、連れてくるのに400-600万円のコストがかかっているとして、その借金を返すように一方的に言われるのが一般的である²⁶。

タイ側と日本側とそれぞれの犯罪シンジケートの結託など、女性を売買する構造が国際的にできている。現在、外国人女性の人身売買の被害者は、アジア女性だけでなく、コロンビア人などの南米女性や、社会主義政権崩壊後の東欧やロシア人女性など、さまざまな国籍に渡っている。外国人女性の人身売買は、暴力団の資金源として、薬物や銃などと同様に売買の対象となっており、きちんとした政府の対策が求められる。

日本は、1958年に国連の「人身売買および他人の売春から搾取の禁止に関する条約」（1949年採択）に加入している。また1985年に日本が批准した国連の「女性差別撤廃条約」の第6条は、「締約国はあらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取と戦うために、立法を含めすべての適切な措置をとることに同意する」としている。だまされて日本につれてこられ軟禁状態で売春を強制されたり、エンターテイナーとして来日して売春を強要されるなどの外国人女性の状況は、こうした国連の条約に反するものである。

しかしながら、従来の日本の法制度では、刑法上の略取・誘拐罪と日本国外に移送するための人身売買取引に関わった者を罰する規定のみ（刑法226条2項）で、実際の人身取引行為そのものを犯罪として取り締まる法律はなかった。

2000年に国連が国連越境組織犯罪防止条約に付属する「人身取引補足議定書」を採択して、人身売買の取締りを強化し、日本は2002年12月に同議定書に署名した。2003年に国連は日本政府に対策の検討を求め、米務省も2004年6月の『人身売買報告書（*Trafficking in Person Report*）』²⁷で、最悪の第三類になりうる第二類の要監視リストに入れ、日本を人身売買に関して深刻な人権後進国として指摘し、日本政府も対応せざるをえなくなった。

日本政府は、2004年12月に人身取引対策関係省庁連絡会議で「人身取引行動計画」を策定し、対策を検討、実施してきた。

日本は2005年6月に人身売買罪を新しく設け、刑法および出入国管理法・難民認定法の改正法が成立した²⁸。人身売買罪では、人を買収した者は3カ月以上5年以下の懲役、被害者が未成年の場合（2項）は懲役は3カ月以上7年以下と厳しくなっている。さらには、人を買収する目的が「営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害」の場合（3項）には1年以上10年以下の懲役として、刑が加重される。人を売渡した者も同様とした。また「所在国外に移送する目的」（5項）で、人を売買した者についてはさらに重い2年以上の有期懲役が科されることになった。また刑事訴訟法の改正により、これらの罪の被害者が裁判において証言する際、ビデオリンクによる尋問が可能となった。

出入国管理法の改正は、法務大臣が上陸や在留許可を認める特別な事情として、人身売買などにより他人の支配下におかれた者は退去強制の対象から除外されるというものである。また組織犯罪処罰法も改正され、人身売買、人の密輸などにかかわる犯罪も対象とすることとなった。このほかに、旅券法の改正で、旅券の不正取得、偽造旅券などの所持の罰則の強化などが行われた。

そして『人身売買報告書』でも問題視されていた、興業ビザによるフィリピン人女性の来日もビザの審査が厳しくなり、2004年8.4万人だった興業ビザの発行数も2008年には3200人、2009年1900人と激変している。しかし、フィリピン人女性の就労については、「日本人の配偶者」としての就労や親族訪問等の在留資格での「不法」就労が問題とされている。日本人の配偶者といっても結婚生活の実態のない、いわゆる「偽装結婚」²⁹も多くなってきている。日本政府の「人身取引対策行動計画2009」³⁰でも、興業ビザによる被害者の数が著しく減少している一方で、ブローカー等が被害者を偽装結婚などによって就労制限のない在留資格で入国させるなど、「人身取引の手口はより巧妙化、潜在化しているとの指摘もある」とされている。

同行動計画では、防止、撲滅、被害者保護、対策の基盤整備の内容を示しているが、人身売買に関して総合的な啓発・広報活動を行うと同時に、外国人の人権の尊重や売買春防止を社会や学校教育で進めるとしている。

6. おわりに

「からゆきさん」、従軍「慰安婦」、現代の人身売買の構造を見てみると、共通性があることがわかる。まず、暴力とセクシュアリティ、経済や軍事といった力のヒエラルキーと差別、そして日本という国家と支配する男性性である。

国境を越えて異国に出稼ぎに行く日本人女性「からゆきさん」は歴史の中に、はかなく、たくましく、それでもなお貧困や差別の構造の中に組み込まれている。貧困ゆえに売られ、だまされ、誘拐される。そして日本人の先駆けともなって東南アジアに向かい、彼女たちのために日本人雑貨商たち（今でいうなら移住労働者向けのエスニック・ビジネスと言えよう）が日本製品をもって入ってくる。しかし支配するのは女衒や顧客の男性である。顧客の男性でも日本人と現地人とのランクがあり、顧客によって彼女のランク付けも決まってくる。男性たちの多くは肉体労働者であり、彼

らもまた男性であることを性を買うことで実感しようとするのである。そして「娘子軍」とも呼ばれた彼女らではあるが、経済発展の中で「醜業婦」として国の恥と故国でいわれ、異国で廃業を迫られる。

従軍「慰安婦」は、戦争・紛争下の性暴力の構造に位置づけられ、軟禁状態での集団強姦の状況に置かれた女性が多かった³¹。軍隊の暴力性と性行動、将校・兵卒といった絶対的な階級のヒエラルキー、皇軍として国家のために戦う兵士としての自覚と思い、現地女性に対する民族差別³²、など、戦場や軍隊における男性のジェンダーとセクシュアリティについても分析すべきであろう。将校たちが女性たちとの酒席を好きに楽しんでいる一方で、兵卒は国家が用意した慰安所の前に5分の性のはけ口を求めて行列するのである。

現在の外国人女性に対する人身売買では、貧困や経済格差を背景として、外国人差別・民族差別や侮蔑なども根底にあらう。

そしていずれのケースにおいても、女性蔑視や偏見、貧困や経済格差なども含めて、人権軽視の日本社会の状況が背景となっている。そしてまた、からゆきさんの廃業後、従軍「慰安婦」の戦後、人身売買の被害者の救出後を考えると、それが安らぎでないことは容易に想像できよう。

私たちは、からゆきさんも従軍「慰安婦」も過去の歴史のできごととしてとらえがちである。しかし、決して過去の話ではない。インドネシアのジャカルタでは、昨年2010年8月に「従軍慰安婦」という写真展が開かれ、従軍慰安婦とさせられた生存者の女性18人の写真と証言が展示された³³。彼女たちはすでに70歳代、80歳代である。日本にいる私たちは何をすべきなのか、考えていくことが求められている。歴史教科書問題で、従軍「慰安婦」の記述の記載を議論する際も、今の私たちのすべきことの視点から問うべき問題である。

1990年代以降、世界経済のグローバル化の展開が進行し、国境を超える人の移動はますます増えているにもかかわらず、先進工業諸国の中で、日本は移住（外国人）労働者や移民、難民の受け入れについては閉鎖的な国として認識されている。現実の国際化は急速に進行しているにもかかわらず、外国人に対する差別や偏見も含めて、日本が内実ともに国際化するにはまだ長い道のりがある。

日本と東南アジアとの関係を考えてときに、カネ（投資）やモノ（貿易）といった経済的なつながりだけでなく、国境を越える人の行き来について単に全体のダイナミクスだけをみるのではなく、ミクロ・レベルで個人の総体として捉えていくことが重要である。その際に、こうしたジェンダーとセクシュアリティの視点を入れることによって、新たな側面が新たな課題とともに浮き出て見えてくるのであらう。

【注】

- 1 人の移動は、さまざまな場所、距離の移動を含み、目的も、労働（就職、転勤、通勤、出稼ぎなど）、進学・留学、婚姻、旅行、難民など多様である。
- 2 この時期のマラヤの日本人農民については原不二夫（1986）や原不二夫（1987）に詳しい。
- 3 排他的で高関税を課す仏領インドシナ、魅力ある輸出品を持たないタイ、ビルマには在留日本人も少なく、島嶼部とは対照的であった。この時期、日本は綿布を東南アジア（とりわけ蘭領東インド）に輸出して英国、オランダ、米国との貿易摩擦となった。1930年代初めに綿布を中心とする日本製品が東南アジアの市場を独占するようになると、英領マラヤは輸入割当制度の導入、蘭領東インドでの交渉決裂、米領フィリピンでは日米紳士協定が結ばれた。政治的・軍事的関与を強めようとしていた日本は、輸出市場、資源供給地としての東南アジアの確保は日本の生存権にかかわると位置づけられ、日本の経済進出の門戸を閉ざそうとする英・米・蘭との対決意識を鮮明にしていた（吉川利治編著（1992）、23-24頁）。
- 4 南方特別留学生は、1943年2月の政令「南方特別留学生育成事業」にもとづき、日本理解と将来のアジアの指導者の育成を目的として行われた。1943年の第1期116人（インドネシア52人、フィリピン27人、ビルマ17人、タイ12人、マラヤ・シンガポール8人）、1944年の第2期87人（インドネシア29人、フィリピン24人、ビルマ30人、マラヤ・シンガポール4人）が来日し、日本語学習の後、大学、高等専門学校、陸軍士官学校、警察訓練所などに進学した。南方特別留学生については、倉沢愛子（1997）が詳しい。
- 5 日本では、1980年代の労働力不足の深刻化により、いわゆる3K（キツイ、キタナイ、キケン）業種・職種における移住労働者の「不法」就労が増加し、1990年以降、日本政府は日系ブラジル人・ペルー人の受け入れと技術研修生・実習生制度の導入によって、そうした事態に対応した。東南アジアからは研修生として農業や製造業などで働いている。
- 6 外国人研修生は全体として5万人ほどだが、そのうち4万人は中国から来ており、残りのほとんどが東南アジアからである。東南アジアの研修生は、2009年現在でベトナム2692人、フィリピン2692人、インドネシア2148人、タイ976人。また同年に技能実習に移行申請している人数は、ベトナム4445人、フィリピン3243人、インドネシア2902人、タイ2897人である（JITCOの統計データによる）。
- 7 この節は、おもに吉村真子（2008）による。
- 8 香港では1932年まで続いた。
- 9 早瀬晋三（1992）、45-46頁。フィリピンでは、売春は法律で禁止されているが、米軍兵士に対する必要性から黙認された。日本人売春婦は、米軍の強い要望により、駐留地にはどこにでもおり、フィリピン各地に少なくとも300-400人が存在した（早瀬晋三（1992）、46-47頁）。
- 10 倉沢愛子（1992）、83-84頁。ビルマの場合、英国植民地当局のセンサスによると、ビルマに住む邦人は1891年男性20人、女性49人、1901年男性26人、女性82人となっており、女性比率の多さから、からゆきさんの存在がわかる。1911年には男性310人、女性356人と男女比の不均衡は目立たなくなるが、女性だけが住んでいる地方が8県1市にのぼり、ラングーンに邦人数も男性129人に対して女性212人と2倍近く住んでおり、センサスに載らない密入国や不法滞在のからゆきさんもいたであろうから、数百人規模でいただろうと根本敬(1992)は推測している（根本敬（1992）、232-233頁）。

- 11 早瀬晋三 (1992), 46-47頁。
- 12 表は, 早瀬晋三 (1992), 46頁。もとのデータは, 外務省外交資料館文書による。
- 13 「在外国売淫婦取締法制定ニ関スル請願書」については, 議員や市民から提出され, 1907 (明治40) 年-1923 (大正12) 年に渡って26件の帝国議会の記録がある (外務省記録)。在外国として対象としていたのは, 当時の満州など中国各地や朝鮮半島など, さまざまである。
- 14 「婦人及児童ノ賣買ニ関スル国際条約」1925年6月25日 (外務省記録)。
- 15 それ以外にも, からゆきさんを扱った小説としては, 宮崎康平『からゆきさん物語』(1960) や森崎和江『からゆきさん』(1976) もある。
- 16 林博史 (2000), 355頁。
- 17 インド領アンダマン・ニコバル諸島, ラバウルやカピエンなどの太平洋の島々, 南洋諸島のサイパン, トラック, パラオ, 米領グアムなど日本軍が中流, 占領した地域のほとんどのところに慰安所が開設された (林博史 (2000))。
- 18 林博史 (2000), 370頁。具体的な内容は, VAWW-NET (2000) 238-295頁を参照されたい。
- 19 1943年10月5日に馬來軍政監部によって「慰安施設及旅館営業取締規定」が制定されたが, 11月11日には同名の規定とともに「慰安施設及旅館営業遵守規則」, 同別冊「芸妓, 酌婦雇傭契約規則」が制定され, 12月1日より施行されている。これらの規定の中で「慰安施設の経営者は邦人に限定するを本則」とするが, 従業員は「為し得る限り現地人を活用」とされている。なお海軍はこの規定の適用を受けず, 独自に慰安所を設置し, 「兵備四機密第137号」「第二次特要員進出に関する件照会」という文書によると「純特要員」として慰安婦50人を海南市からペナンに送るとして, 海軍省の中樞が慰安婦の送り出しを行っている (林博史 (2000), 367-368頁)。
- 20 笠原十九司 (2000), 189-197頁。笠原は, 中国での虐殺, 虐待・暴行, 性犯罪・性暴力などの犠牲者の多さを考えても, 日本人の戦争加害を少なくとも贖罪意識が社会に向けて公表されることはあまりなかったし, 戦後も, ベトナム戦争帰還兵が苦しんだのと異なり, 戦争加害のトラウマに苦しむ元兵士はほとんどいなかったように思われるのはなぜか, という問題について論じている。
- 21 「どうせ死ぬのだから何をしてもかまわない」という被害者心理が日本への性暴力を自他共に容認する日本軍の精神構造の規定となっていた (笠原十九司 (2000), 197頁)。
- 22 リム編 (1999), 45頁; 吉村真子 (2005), 224頁。
- 23 タイの売買春やR&Rについては, Truong(1990) Chapter 5 が詳しい。
- 24 Truong(1990) Chapter 3; 吉村真子 (2005), 224頁。
- 25 吉村真子 (1993); 吉村真子 (2005), 228-230頁。
- 26 「借金」の金額は年々値上がりしており, 1990年代初めの調査では300-400万円であった (吉村真子 (1993)) が, 2000年代に入ってNGOsへのヒアリングでは500-600万円といわれることが多くなっている (吉村真子 (2005))。
- 27 2010年6月の米國務省『人身売買報告書』では, 日本の取り組みについてまだ不十分という評価であり, とくに外国人研修生・技能実習生の悪用のケースへの適用をすべきだと主張している (米國務省『人身売買報告書』2010年版)。

- 28 関係する刑法改正については、改正箇所と改正理由が下記の衆議院に提出された法律案でわかる。
(http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g16205052.htm) (2011年1月20日アクセス)
- 29 「偽装結婚」という呼び方には、注意すべきであろう。偽造パスポートや偽造ビザとは異なり、書類はすべて正規のもので、法的に問題がない正式の結婚である。恋愛関係や結婚生活の実態がないことを証明するのは難しいため、「偽装結婚」という呼び方には合わないともいえる(2006年在日フィリピン大使館労働担当の書記官に対するヒアリング)。
- 30 政府による「人身取引対策行動計画2009」(2009年12月)についての詳細は下記で見ることができる。
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/index.html>) (2011年1月20日アクセス)
- 31 マラヤで日本軍に自宅から慰安所に連行された女性のケースでは、慰安所に父親が何度も訪ねてきて、家に帰してほしいと頼んだが、拒否されている。また2児がいるのに自宅から慰安所に連行された女性は、近所の人がときどき自宅の様子を知らせてくれている。
- 32 蘭領東インドのオランダ人女性などのケースでは白人に対する憧れもあろう。
- 33 “Indonesia’s Comfort Women Break Silence,” *Jakarta Globe*, 18 August 2010 (<http://www.thejakartaglobe.com/lifeandtimes/indonesias-comfort-women-break-the-silence/391636>) (2011年1月20日アクセス).

【参考文献】

- 蔡史君 (1992) 「戦間期の日本とマラヤ」 吉川利治編著 (1992) 『近現代史のなかの日本と東南アジア』 東京書籍 : 193-228頁。
- Enloe, Cynthia (2000) *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press).
- 原不二夫 (1986) 『英領マラヤの日本人』 アジア経済研究所。
——— (1987) 『忘れ去られた南洋移民—マラヤ渡航日本人農民の軌跡—』 アジア経済研究所。
- 早瀬晋三 (1992) 「フィリピン」 吉川利治編著 (1992) 『近現代史のなかの日本と東南アジア』 東京書籍 : 35-77頁。
- 林博史 (2000) 「東南アジアの日本軍慰安所 —マレー半島を中心に」 VAWW-NET Japan (パウネット・ジャパン) 編, 西野瑠美子・林博史責任編集 (2001) 『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録〈第4巻〉: 「慰安婦」・戦時性暴力の実態II—中国・東南アジア・太平洋編』 緑風出版 : 354-378頁。
- Henson, Maria Rosa (1996) *Comfort Woman: Slave of Destiny* (Manila: Philippine Center for Investigative Journalism).
- 笠原十九司 (2000) 「日本軍による性暴力の構造」 VAWW-NET Japan (パウネット・ジャパン) 編, 西野瑠美子・林博史責任編集 (2001) 『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録〈第4巻〉: 「慰安婦」・戦時性暴力の実態II—中国・東南アジア・太平洋編』 緑風出版 : 188-229頁。

- 川田文子 (1997) 『インドネシアの『慰安婦』』 明石書店。
- 倉沢愛子 (1992) 「インドネシア」 吉川利治編著 『近現代史のなかの日本と東南アジア』 東京書籍 : 81-119 頁。
- (1997) 『南方特別留學生が見た戦時下の日本人』 草思社。
- Lim, Lin Lean ed. (1998) *The Sex Sector: The Economic and Social Bases of Prostitution in Southeast Asia* (Geneva: ILO) (邦訳, リン・リーン・リム編著, 津田守ほか訳 (1999) 『セックス「産業」—東南アジアにおける売買春の背景』 日本労働研究機構)。
- 宮崎康平 (1960) 『からゆきさん物語』 不知火書房。
- 森崎和江 (1976) 『からゆきさん』 朝日新聞社。
- 村岡伊平治 (1960) 『村岡伊平治自伝』 南方社。
- 中原道子 (2008) 「日本軍『慰安婦』」 桃木至朗, 深見純生, 吉村真子ほか編 『〔新版〕 東南アジアを知る事典』 平凡社 : 316頁。
- 永積 昭編 (1981) 『東南アジアの留學生と民族主義運動』 巖南堂。
- 根本敬 (1992) 「ビルマ (ミャンマー)」 吉川利治編著 (1992) 『近現代史のなかの日本と東南アジア』 東京書籍 : 231-271頁。
- Pramoedya Ananta Toer (2001) *Perawan Remaja dalam Cengkeraman Militer* (Jakarta: KPG) (邦訳, プラムディヤ・アナンタトゥール編, 山田道隆訳 (2004) 『日本軍によって棄てられた少女たち—インドネシア慰安婦悲話』 コモンズ)。
- 清水洋・平川均 (1998) 『からゆきさんと経済進出—世界経済のなかのシンガポール=日本関係史』 コモンズ。
- Truong, Thnh-Dam (1990) *Sex, Money and Morality: Prostitution and Tourism in Southeast Asia* (London: Zed Books) (邦訳, 田中典子・山下明子訳 (1993) 『売春—性労働の社会構造と国際経済』 明石書店)。
- US Department of State (2010) *Trafficking in Person Report* (Washington D. C.) (日本語抜粋 <http://tokyo.usembassy.gov/j/p/tpj-20100614-76.html>)
- VAWW-NET Japan (バウネット・ジャパン) 編, 西野瑠美子・林博史責任編集 (2001) 『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録〈第4巻〉: 「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ—中国・東南アジア・太平洋編』 緑風出版。
- VAWW-NET Japan (バウネット・ジャパン) 編, 松井やよりほか責任編集 (2002) 『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録〈第6巻〉: 女性国際戦犯法廷の全記録Ⅱ』 緑風出版。
- 山崎朋子 (1972) 『サンダカン八番娼館 底辺女性史序章』 筑摩書房。
- 吉田容子監修, JNATIP編 (2004) 『人身売買をなくすために—受入大国日本の課題』 明石書店。
- 吉川利治編著 (1992) 『近現代史のなかの日本と東南アジア』 東京書籍。
- 吉見義明・林博史編著 (1995) 『共同研究 日本軍慰安婦』 大月書店。
- 吉村真子 (1994) 「日本におけるタイ人出稼ぎ女性」 『社会労働研究』 40 (1/2) (7月) : 178-222 頁。
- (2003) 「アジアの女性移住労働者」 『アジア新世紀 第5巻 市場』 岩波書店 : 25-46頁。

- (2005)「東南アジアの開発とジェンダー」原伸子編『市場とジェンダー—理論・実証・文化—』
法政大学出版局：203-237頁。
- (2008)「からゆき」桃木至朗，深見純生，吉村真子ほか編『〔新版〕東南アジアを知る事典』平
凡社：103頁。